経 済 協 議 会 協 議 事 項

（日時　令和２年５月 21 日（木）
　　午前 10 時
場所　第二委員会室）

○　所管事項の報告について

１　八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正（案）の概要について

２　八戸都市圏交流プラザ「８base」開業時期の変更について

３　市場法改正に伴う中央卸売市場卸売業者及び仲卸業者の申請状況について

４　地方卸売市場八戸市魚市場における卸売業務の一本化について

経　済　協　議　会　資　料
令　和　２　年　５　月　２１　日
商工労働観光部　産業労政課

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正（案）の概要について

１　改正の理由

地域再生法第17条の６の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、同条例第２条に定める、固定資産税の課税免除等の対象となる特別償却設備の設置等に係る期限の起算日である地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定日の期限を延長するためのものである。

２　改正の内容

認定日の期限

【現行】平成32年３月31日　⇒　【改正案】令和４年３月31日

３　施行期日

公布の日

（参考）

「八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例」の概略

地域再生法に基づき、市内の地方活力向上地域内に本社機能（特定業務施設）を設置した場合における当該施設等に対する固定資産税の特別措置について必要な事項を定めるもの。

（参考資料）

地域再生法に基づく地方拠点強化税制について

１　地方拠点強化税制の概要

東京一極集中の是正や企業の地方拠点強化の推進のため、地方公共団体が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に基づく事業を行った事業者に対して、税制等の支援措置を講ずるもの

２　対象事業者

本社機能（特定業務施設）を ｛ 東京23区から地方に移転する
東京23区以外から地方に移転する
地方で拡充する ｝ 事業者

※本社機能（特定業務施設）とは、次に掲げる業務施設のいずれかに該当するもの

①　事務所であって、次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの

ア　調査及び企画部門

イ　情報処理部門

ウ　研究開発部門

エ　国際事業部門

オ　その他管理業務部門

②　研究開発において重要な役割を担う研究所

③　人材育成において重要な役割を担う研修所

３　主な特別措置の内容

⑴　特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例（オフィス減税）

⑵　特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例（雇用促進税制）

⑶　地方税（事業税、不動産取得税及び固定資産税）の課税免除又は不均一課税

令和 2 年 5 月 21 日
商工労働観光部観光課
経 済 協 議 会 資 料

八戸都市圏交流プラザ「8base」開業時期の変更について

１．開業時期の変更について

八戸都市圏交流プラザ「8base」について、八戸圏域の総合的なプロモーションを行う首都圏交流拠点として、本年 6 月末の開業に向け準備を進めてきたところであるが、新型コロナウィルス感染拡大の影響により、開業時期が 9 月に延期となるもの。

以下の理由から、開発事業者である株式会社ジェイアール東日本都市開発が、開業時期の延期を判断した。

理 由

（１）新型コロナウィルス感染拡大による国の緊急事態宣言の発令を受け、「8base」並びに入居先である「日比谷 OKUROJI」の現地工事が一時中断となり工期に遅れが生じたため。

（２）東京都において緊急事態宣言が継続され、外出自粛が要請されている状況を踏まえ、新たな商業施設として「日比谷 OKUROJI」を 6 月末に開業することが難しいと判断したため。

２．「8base」の進捗状況

国の緊急事態宣言の発令を受け、内装工事業者からの申し出により、4 月 15 日から約 1 か月間工事を中断した。その後、都内での新規感染者数が大きく減少してきたことから、9 月の開業を見据え、現場での感染防止策を講じたうえで、5 月 18 日より工事を再開。

３．賃料の取扱いについて

「8base」の賃料については、当初は内装工事着手月から発生することとなっていたが、開業日が不確実な状況であることや、経済情勢の悪化等を受け、㈱ジェイアール東日本都市開発と協議し、賃料発生を営業開始日に変更。

４．今後のスケジュールについて（予定）

令和 2 年 7 月末	内装工事完了
令和 2 年 8 月上旬	各種行政検査
令和 2 年 9 月	「8base」開業

※今後の感染状況次第では、スケジュールに更なる変更が生じる可能性あり。

経 済 協 議 会 資 料
令 和 ２ 年 ５ 月 ２ １ 日
農林水産部中央卸売市場

市場法改正に伴う中央卸売市場卸売業者及び仲卸業者の申請状況について

１．入場者募集の理由

現行法では、卸売業者の業務許可については農林水産大臣による許可、仲卸業者は市長による許可となっている。改正法では、卸売業者と仲卸業者について定義のみ規定され、業務許可に関する規定は廃止される。

しかし、開設者には遵守事項を卸売業者等に遵守させるために必要な体制を求められていること等を踏まえ、市長による許可制度として新条例に規定したことから、あらためて当市場に入場する卸売業者及び仲卸業者の公募を実施した。

２．公募期間

区分	期間
卸売業者	令和２年４月６日から４月２０日
仲卸業者	令和２年４月６日から４月３０日

３．申請者

区分	部	業者名	
卸売業者	青果部　（募集2社：申請1社）	八戸中央青果㈱	
	花き部　（募集1社：申請1社）	八戸花き㈱	
仲卸業者	青果部　（募集12社：申請7社）	㈱いなほ青果	㈱三戸フルーツ
		太陽青果㈱	南部青果㈱
		㈱野田青果	第一青果㈱
		東北青果㈱	
	花き部　（募集4社：申請4社）	丸一花き㈱	㈱はなとよ
		㈱グリーンハウス	花生花き㈱

※申請者はいずれも現入場者。新規申請者は無し。

４．今後のスケジュール

現在、国へ中央卸売市場としての認定申請を行っており、改正卸売市場法が施行される６月２１日から滞りなく市場運営ができるよう、認定後すみやかに業務許可をする予定。

経 済 協 議 会 資 料
令 和 ２ 年 ５ 月 ２ １ 日
農 林 水 産 部 水 産 事 務 所

地方卸売市場八戸市魚市場における卸売業務の一本化について

株式会社八戸魚市場と八戸みなと漁業協同組合の水産物卸売業者のうち、八戸みなと漁業協同組合が令和２年６月下旬を目途に、卸売業務を廃止することとなった。

1.卸売業務を廃止する業者の概要

（R2.3.31 現在）

業者名	代表者	出資金	役員	従業員	業務開始
八戸みなと 漁業協同組合	岡沼　明見	2,314 万円	８人	55 人	H15.１.８

２.廃止予定日

令和２年６月 20 日

３.廃止理由

八戸漁港における主要魚種であるスルメイカやサバの近年の漁獲落ち込みを背景に、漁業協同組合の業務の精査を進めた結果、卸売業務以外の組合員への指導業務、漁船等への燃油等の購買業務、直売所（浜市場みなとっと）の運営に注力することとしたもの。

４.卸売業務を継続する業者の概要

（R2.3.31 現在）

業者名	代表者	資本金	役員	従業員	業務開始
㈱八戸魚市場	川村　嘉朗	16,500 万円	11 人	75 人	S７.３.28

※卸売市場法の改正に伴い、令和２年６月 21 日より卸売業務の許可権者が青森県知事から八戸市長へ変更となる。